

**川内原子力発電所第1号機
設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策棟接続工事)に係る確認事項**

No.	対象資料	事実確認事項
1	全般	申請書の中で、緊急時対策棟、緊急時対策棟(指揮所)、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)という施設名称が登場するが、これらの施設の定義や境界について、図面等を用いて説明すること。また、それぞれに期待している機能についても明確に説明すること。
2	全般	代替緊急時対策所に係る設計及び工事の計画の認可申請、緊急時対策所(指揮所)に係る設計及び工事の計画の認可申請及び本申請のそれぞれの申請対象設備について、その設置場所(屋内外を含む)、状況(移設や廃止)及び本申請における扱い(変更の有無、適用条文等)を整理し、説明すること。 例えば、緊急時対策所エリアモニタについては、緊急時対策棟(休憩所)のスペースには設置せず、緊急時対策棟(指揮所)に2台とも取り付けるという理解でよいか。また、8月19日のヒアリング資料によると、通信連絡設備に関する説明書においては指揮所工認の設備が対象と説明しているが、緊急時対策棟(休憩所)のスペースには、技術基準規則第47条に基づく警報装置を設置しないという理解でよいか。
3	添付資料2 - 2(1)-7-等	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備に係る落雷対策について、具体的に使用する設備(避雷設備若しくは接地設備)を説明すること。
4	添付資料2 - 2(1)-9-	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備について、電磁波に対して考慮が必要な機器とは何か具体的に説明すること。
5	添付資料3 全般	要目表の仕様は変更せずに使用用途を変更する設備(緊急時対策所非常用空気浄化ファン等)について、8月19日のヒアリング資料によると、設定根拠に関する説明書については、申請対象設備の要目表に対して説明するものであることから、当該説明書には記載していないと説明しているが、この根拠について、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド等を踏まえて、整理して説明すること。
6	添付資料4 - 4(1)-4-	溢水に対する設計について、添付資料6にて説明している内容と差異があるように読めるが、整理して説明すること。
7	添付資料4 - 4(1)-5-	「想定する重大事故等対処設備(緊急時対策所)の破損等により生じる溢水」と記載しているが、本申請において該当する設備を説明すること。
8	添付資料4 - 4(1)-6-	「弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をする設計」と記載しているが、本申請においては該当する設備を説明すること。
9	添付資料4 - 4(1)-7-等	本申請において、重大事故等対処設備として操作する必要がある設備があるかどうか説明すること。
10	添付資料4 - 4(1)-8-	環境温度に対する設計としては、耐圧部とそうでない部分に分けて説明しているが、湿度に対しては耐圧部の設計のみが説明されており、この差異の理由を説明すること。その際には、申請設備の耐圧部とそうでない部分についても具体的に説明すること。
11	添付資料4 - 4(1)-13-	試験・検査性について、主要部分の断面寸法が確認できる設計とは具体的にどのような設計なのか説明すること。また、試験・検査を行う設備は遮蔽のみでダンパ等については実施しないという理解でよいか。
12	添付資料9 - 9(1)-4-3-	緊急時対策棟が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の間接支持構造物に該当しない理由について、具体的に説明すること。
13	添付資料9 - 9(1)-4-5-	放射線管理施設の間接支持構造物として、緊急時対策棟が該当すると記載しているが、緊急時対策棟の耐震性については言及されていないと認識している(言及されているのは、緊急時対策棟(休憩所)と緊急時対策棟(連絡通路)のみ)。No.1の確認事項と合わせて整理して説明すること。
14	添付資料9 - 9(1)-4-6/E-	緊急時対策所遮蔽(緊急時対策所(緊急時対策棟内))及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)について、耐震計算書を添付する旨記載されているが、これらの耐震計算書は添付されていないと認識している。整理して説明すること。
15	添付資料9 - 9(1)-13-2-12-	第3-1表の短期許容支持力度について、(注1)を参照している理由を説明すること。